

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告 示	ページ
○家畜伝染病のまん延防止のための家畜等の移動及び移出の制限 (畜産振興課)	1
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (長寿社会課)	2
○介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 ( " )	2
○介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退の届出 ( " )	2
○漁港漁場整備法に基づき保管した所有者不明の工作物等の返還 (漁港漁場課)	3
○公共測量の実施の通知 (2件) (用地対策課)	4
○公共測量の終了の通知 ( " )	4
○道路の区域変更 (3件) (道 路 課)	4
高知県内水面漁場管理委員会指示	
○もくずがにの採捕の禁止についての指示 (11・29揭示)	4
高知県内水面漁場管理委員会公告	
○令和6年における増殖目標量、期間等入札公告	5
○一般競争入札(手術用ナビゲーションユニットの購入)の公告 (公営企業局 県立病院課)	6

## 告 示

### 高知県告示第755号の2

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項及び家畜伝染病予防法施行細則(昭和35年高知県規則第62号)第2条第1項の規定により、家畜等の移動及び移出を次のとおり制限する。

令和5年11月24日(揭示済)

高知県知事 濱田 省司

1 移動制限及び移出制限の目的

県内において、牛の結核の疑似患者が確認され、そのまん延を防止するため

- 移動制限及び移出制限の対象となる家畜等の範囲  
牛、山羊、水牛及び鹿並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を拡散するおそれがある物品
- 移動制限及び移出制限の期間  
令和5年11月24日から当分の間
- 移動制限及び移出制限の区域  
高知市針木西

**高知県告示第773号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者として、次のとおり指定した。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	申請者の名称	申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3962290023	本山町	長岡郡本山町本山504番地	令和5年4月1日	本山町訪問看護ステーション「さくら」	長岡郡本山町本山620番地	訪問看護 介護予防 訪問看護
3960490153	L I V E & L E A R N 合同会社	高知市横浜新町四丁目2103番地	〃	訪問看護ちどり	南国市篠原1818-1 コーポスカイラーク105	訪問看護 介護予防 訪問看護
3960490146	株式会社 B r i d g e	高知市新屋敷二丁目9番2号	〃	えん訪問看護ステーション南国	南国市篠原1818-1 コーポスカイラーク103	訪問看護 介護予防 訪問看護
3961190034	株式会社 M A S T	高知市朝倉横町22番23-804号	令和5年6月1日	訪問看護ステーションm a s t	香南市香我美町徳王子2207-6 カーサ仁301	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970500819	合同会社 K R	土佐市塚地436番地2	令和5年7月1日	ヘルパーステーション笑わら	土佐市高岡町甲2082-16 三栄ビル3F南室	訪問介護
3961190042	つばき合同会社	香南市野市町西野1071番地11	〃	つばき訪問看護ステーション	香南市野市町西野2360番地1 グランピア野市101号室	訪問看護 介護予防 訪問看護

**高知県告示第774号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
3970800227	社会福祉法人あしずり会	土佐清水市浦尻452番地	令和5年5月31日	デイサービスセンターひまわり	土佐清水市旭町18番71号	通所介護
3960490120	医療法人一羽のすずめ会	香美市土佐山田町117番地13	〃	訪問看護ステーションL i e n	南国市蛸が丘一丁目1番2号 南国オフィスパークセンター別棟103号	訪問看護 介護予防 訪問看護
3970300277	特定非営利活動法人土佐の太平洋高気圧	安芸市本町三丁目12番21号	令和5年6月30日	ヒューマンケア・安芸	安芸市本町三丁目12番21号	訪問介護
3912410168	医療法人光生会	吾川郡いの町3674	令和5年8月8日	森木病院	吾川郡いの町3674	居宅療養 管理指導
3970400796	株式会社竹内食品	高知市弥生町1-22	令和5年8月31日	ヘルパーステーション紬	南国市緑ヶ丘二丁目642番地	訪問介護
3972100402	医療法人レザレクト	香南市野市町西野2192-2	令和5年9月30日	デイサービスセンターふじかわ	香南市野市町西野1888-4	通所介護

**高知県告示第775号**

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退について、次のとおり届出があった。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

介護保険事業所番号	届出者の名称	届出者の主たる事務所の所在地	辞退年月日	施設の名称	施設の所在地	サービスの種類

39125 11064	医療法人 近藤会	高岡郡佐川町乙 1777番地	令和5年4 月1日	清和病院	高岡郡佐川町乙 1777番地	介護療養 施設サー ビス
----------------	-------------	-------------------	--------------	------	-------------------	--------------------

**高知県告示第776号**

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、令和6年4月30日までに当該工作物等の返還を受けることができる。

令和5年12月5日

宇佐漁港漁港管理者

高知県知事 濱田 省司

- 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
  - F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）
  - F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）
  - F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長7.90メートル、船幅1.80メートル）
- 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
  - 土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港宇佐No. 2 船揚場  
令和5年10月31日午後2時
  - 土佐市宇佐町宇佐2839番地89 漁港環境整備施設  
令和5年10月31日午後2時
  - 須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港灰方護岸No. 2 前水域  
令和5年10月31日午後2時
- 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
  - 令和5年10月31日午後3時  
土佐市宇佐町橋田 宇佐漁港宇佐No. 2 船揚場
  - 令和5年10月31日午後3時  
土佐市宇佐町宇佐2839番地89 漁港環境整備施設
  - 令和5年10月31日午後3時  
須崎市浦ノ内灰方 宇佐漁港灰方護岸No. 2 前水域
- 所有者等の行うべき措置  
工作物等の所有者等は、期限までに高知県中央西土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。
- 漁港管理者の措置  
宇佐漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。  
なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。
- 問い合わせ先

吾川郡いの町1381番地 高知県中央西土木事務所維持管理課  
(電話番号088-893-2114)

**高知県告示第777号**

高知県土木部高知土木事務所鏡ダム管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月10日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年11月13日から令和6年3月9日まで
- 3 作業地域  
高知市鏡今井

**高知県告示第778号**

高知県土木部中央東土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月13日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年11月13日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域  
香美市土佐山田町曾我部

**高知県告示第779号**

高知県土木部幡多土木事務所長から令和5年5月高知県告示第305号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和5年10月19日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

**高知県告示第780号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島

**3 道路の区域**

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市鏡草峰字ミシマ768番2	前	5.6 }	7
	後	5.6 }	7
		6.0 }	
		7.7 }	

**高知県告示第781号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市伊尾木字井ノ上2263番1から安芸市伊尾木字井ノ上2264番2まで	前	3.6 }	81
	後	3.8 }	81
		4.5 }	
		5.7 }	

**高知県告示第782号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年12月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年12月5日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩目地西佐川停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村岩目地字流田665番1から高岡郡日高村岩目地字流田660番2まで	前	5.2 }	122
	後	11.2 }	122
		16.3 }	
		28.0 }	

-----  
**内水面漁場管理  
委員会指示**  
-----

**高知県内水面漁場管理委員会指示第103号**

もくずがにの資源回復及び持続的利用を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項本文の規定に基づき、令和5年11月24日に、次のとおりもくずがにに關し、採捕の禁止を指示した。

令和5年11月29日（揭示済）

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

- 1 指示の内容
  - (1) 採捕の禁止の期間  
12月1日から翌年7月31日まで
  - (2) 採捕の禁止の区域  
県内の河川等の内水面及びこれらと接続して一体を成す水面
- 2 指示の適用除外  
1の指示は、国の機関若しくは地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。以下同じ。）がもくずがにに係る調査、試験研究、教育実習若しくは種苗生産を目的として採捕する場合（当該国の機関又は地方公共団体から委託、補助その他の関与を受けて採捕する場合を含む。）又は高知県内水面漁場管理委員会が別に定める要領による承認を受けた者が採捕する場合は、適用しない。
- 3 指示の有効期間  
令和5年12月1日から令和8年11月30日まで

-----  
**内水面漁場管理  
 委員会公告**  
 -----

高知県内水面の第五種共同漁業に対する令和6年における増殖目標量、期間等について、令和5年11月24日に次のとおり決定したので公告する。

令和5年12月5日

高知県内水面漁場管理委員会会長 林田 千秋

1 漁業権番号、漁場名及び魚種別の放流量

漁業権番号	漁場名	魚種別の放流量					
		あゆ (kg)	うなぎ		こい (kg)	あまご (kg)	もくずが に (尾数)
			(kg)	(尾数)			
内共第501号	野根川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第502号	西の川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第503号	羽根川水系	30	10	200	—	15	—
内共第504号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から下流	200	40	800	—	25	3,000
内共第505号	奈半利川水系中発電用魚梁瀬えん堤から上流	30	10	200	—	25	—
内共第506号	安田川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第507号	伊尾木川水系及び安芸川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第508号	赤野川水系	30	10	200	—	15	1,000
内共第509号	物部川水系	300	70	1,400	—	50	5,000
内共第510号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から下流	300	70	1,400	—	25	3,000
内共第511号	吉野川水系中発電用高敷えん堤から上流	30	—	—	—	125	—

内共第512号	鏡川水系	200	40	800	—	15	3,000
内共第513号	仁淀川水系	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第514号	新莊川水系	125	20	400	—	—	1,000
内共第515号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から上流	200	40	800	—	15	—
内共第516号	四万十川水系中発電用家地川えん堤から下流	500	120	2,400	—	50	5,000
内共第517号	松田川水系	30	10	200	—	15	1,000
計	17件	2,935	660	13,200	—	485	35,000

- 2 種苗放流のほかに、次のような方法を組み合わせて総合的な増殖活動に積極的に取り組むこと。
- 産卵場造成（河川規模及び生息環境に見合った適正な産卵場面積の算出等）
  - 遡上・降下の助長（河口開削、魚道の整備、汲み上げ再放流、汲み下ろし再放流等）
  - 増殖効果の改善（放流手法の改善、害魚等による食害の軽減等）
  - 資源動態の把握（遡上・産卵・流下稚仔量調査等）
  - 漁場環境保全活動の推進（山林及び水質の保全、水産用維持流量の確保等）
- 3 あゆについては、再生産につながる種苗等の放流に努めること。
- 4 うなぎについては、重量又は尾数のいずれかを満たせば良いものとし、放流種苗のサイズは、1尾当たり20グラムから50グラムまでのものを推奨する。また、放流の際に、異種のうなぎが混入していないことを十分に確認し、にほんうなぎ以外のうなぎが放流されないようにすること。
- 5 こいについては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止を図るため、増殖目標量は示さない。
- 6 種苗放流に当たっては、コイヘルペスウイルス病のまん延防止等、魚類防疫対策に留意すること。
- 7 増殖を行うべき期間は、令和6年1月1日から同年12月31日までとする。
- 8 漁業権者は、7に掲げる期間の終了後、速やかに実績報告書を提出しなければならない。

-----  
入 札 公 告  
-----

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月5日

高知県公営企業局長 笹岡 浩

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
手術用ナビゲーションユニット 一式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 購入物品の納入期間  
令和6年3月31日
- (4) 購入物品の納入場所  
宿毛市山奈町芳奈3番地1  
高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度から令和5年度までに高知県公営企業局が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格（令和3年1月高知県公営企業局告示第1号。以下「公営企業局告示」という。）に基づき、高知県における「令和3～令和5年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の販売業の許可を受けてい

る者であること。

- (5) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和3年度から令和5年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和2年10月高知県告示第810号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の(9)に該当しない者であること。
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850  
高知市丸ノ内一丁目7番52号  
高知県公営企業局県立病院課  
電話番号088-821-4634

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和5年12月5日（火）から同月22日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和5年12月5日午前9時から同月22日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>）で交付する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年1月16日（火）午前11時  
郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和6年1月15日（月）午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市本町五丁目2番17号 本町ビル4階 会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。）第6条、第22条及び第23条の規定による。
- (3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和5年12月22日午後5時までに3の(1)の入札説明書の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、公営企業局告示に基づき、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和5年12月15日（金）午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Surgical navigation system 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Friday 22

December 2023

- (3) Date and time for tender (by hand): 11:00 A.M. on Tuesday 16 January 2024
- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive at the division noted in (5) by 5:00 P.M. on Monday 15 January 2024
- (5) Contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan  
Tel: 088-821-4634
- (6) Others: As in the tender documentation